

# 重 要

令和2年5月15日

関係 各位

大崎町長 東 靖弘

( 公 印 省 略 )

自治公民館に関するアンケートの実施について (依頼)

立夏の候、貴殿におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また平素は大崎町行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、少子高齢化、核家族化が進む現在において、自治公民館における未加入者の問題につきましては、我々行政も決定的な解決策の提案に至らず、行政運営の大きな課題として捉えているところでございます。

今回実施するアンケートは、持続可能な集落の運営を最終目標とするなかで、集落の現状を数値化し、今後の集落のあり方について検討する資料を収集することを目的としています。

つきましては、別紙のとおり、全世帯にアンケートを実施いたしますので、アンケートの目的をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、アンケートへの回答は、可能な限り、世帯の最年少者（原則、高校生以上）にご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ アンケート用紙は、各世帯に1枚だけの配布となりますが、コピーして世帯全員のアンケートを実施することも可能です。

アンケートの提出期限は、令和2年6月15日(月)までとさせていただきます。

提出は、直接、役場総務課（または役場野方支所）へお持ちいただくか、貴自治公民館の公民館長（班長）経由で、届けていただくことも可能です。その際は、使用済みの封筒などに入れていただいても構いません。

なお、不明な点やご質問がございましたら、下の問い合わせ先までご連絡ください。

【 連絡・問い合わせ先 】

大崎町役場 総務課 行政係 救仁郷 義達  
TEL 099 - 476 - 1111 (内線 211)

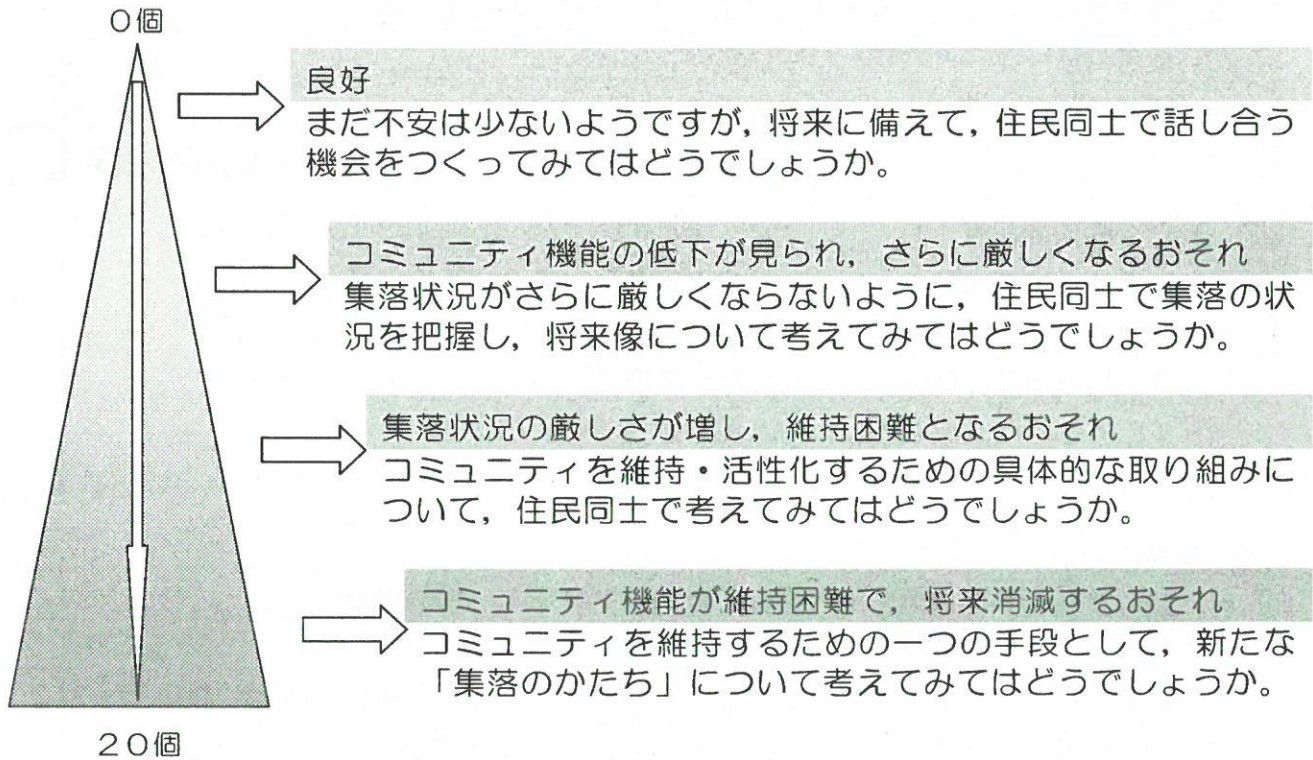




## 【 自己診断 】

チェックシートの①から⑤までの該当項目数の合計（☑チェックの数の合計）

個



※ あくまでも、集落の状況を診断する一つの目安として考えてください。

## 【 自由意見欄 】

※ 集落に関することで、心配事や相談など、皆様の自由なご意見をご記入ください。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

アンケート回収先：大崎町役場 総務課 行政係 担当：救仁郷 TEL476-1111 (211)

アンケートへのご協力ありがとうございました。皆様の声は、貴重なご意見として、可能な限り、行政運営に活用して参ります。

令和2年5月15日

各衛生自治会班長 殿

大崎町衛生自治会長

令和2年度町衛生自治会費の徴収について（お願い）

毎日お疲れ様です。

衛生自治会活動につきましては、日頃よりごみの分別指導と収集場管理などを通してご協力頂きまして感謝申し上げます。

さて、令和2年度の会費徴収を下記のとおり行いますので、各衛生自治会におかれましては準備をお願いいたします。

また、会員名簿の提出も同日にお願いします。別紙の会員名簿を確認（訂正）して提出ください。（登録会員数と会費の確認をします。）

なお、会費納入時に記念品として資源ごみ袋を1世帯あたり1袋（10枚入）を配布いたします。

記

- 1 自治会費：1世帯当たり500円
- 2 納入期日：6月15日（月）
- 3 提出書類：会員名簿と会費
- 4 納入場所：衛生自治会事務局

（町役場住民環境課環境対策係又は野方支所）

※ 集落外利用者につきましては、別添のとおり通知してありますので参考にしてください。

集落外利用者分の記念品は、事前にお渡しすることも出来ますので事務局まで御連絡ください。

連絡先（問合せ先）

衛生自治会事務局：大崎町役場 住民環境課 環境対策係

電話 476-1111（内線 127・128）

会員名簿の記入例が裏面にありますのでご確認ください。



※ 衛生自治会費登録者名簿 (例)

この名簿は昨年度提出された名簿をもとに作成しています。

令和2年度 衛生自治会費登録者名簿

( 大崎中央 ) 自治公民館  
代表者名 ( 大崎 太郎 )

番号	氏名	世帯人員	集落外者	番号	氏名	世帯人員	集落外者
1	大崎 太郎	2					
2	<del>大崎 次郎</del> 大崎三郎	3					
3	衛生 春雄	2					
4	衛生 夏子	4					
5	衛生 秋男	2					
6	衛生 冬樹	2					

修正がある場合は、見え消しで訂正をお願いします。

氏名が赤文字になっている方は、既に納入済です。納入済の場合は別途代表者に連絡します。

集落外の方へは、5月15日以降に会費納入のお願い文書を送付いたします。

この例の場合は、既に2名(衛生秋男・自治花子)が納入しているので  
 $(19名 - 2名) \times 500円 = 8,500円$   
を納入することとなります。

16	住民 三郎	4					
17	自治 太郎	3	○				
18	自治 花子	1	○				
19	自治 次夫	1	○				
20							

※赤文字の方は役場にて会費納入済。

衛生自治会費 一戸 (500円)

集落者計	16 名	会費金額	
集落外者計	3 名		9,500
合計	19 名		
世帯人員計	名		

※集落外者には○印をし、名簿の追加・変更をお願いします。

集落加入者氏名は、別途提出する「自治公民館世帯数報告書」の氏名と揃えてください。

# 5/18に集落外利用者へ郵送予定

令和2年5月18日

各位

大崎町衛生自治会長

## 令和2年度衛生自治会会費の納入について(お願い)

平素より、衛生自治会活動にご協力をいただき感謝申し上げます。

衛生自治会では、各収集場において、家庭ゴミを出す全世帯に衛生自治会費納入をお願いしています。つきましては、令和2年度の会費納入をお願いいたします。

また、衛生自治会登録をされていない方につきましては、お手数ですが下記のとおり収集場ごとの登録をお願いいたします。

なお、すでに継続などの手続きがお済みの会員につきましては、今後とも衛生自治会活動にご協力をお願いします。

本状と行き違いにより会費を納入された場合はご了承ください。

**町衛生自治会会費** : 年間 500 円 (1世帯あたり)

**納入期日** : 令和2年6月1日(月)まで

～大崎町衛生自治会費納入の方法(下記の2通りの方法があります)～

### **(1) お住まいの衛生自治会で納入**

利用しているごみ収集場を管理する衛生自治会の代表者へ、町会費 500 円を持っていく。(衛生自治会によっては、町会費 500 円以外に独自の収集場管理費等を別途徴収されることがあります。)

※ 代表者が不明な場合は、ごみ出し時間帯に近くの方にお聞きいただくか、役場にお問い合わせください。

### **(2) 役場環境対策係又は野方支所で納入**


役場環境対策係又は野方支所に、町衛生自治会費(500円)を支払う。

その際に、衛生自治会代表者の連絡先をお知らせしますので、会費を納入した旨を代表者にお伝えください。(衛生自治会によっては、町会費 500 円以外に独自の収集場管理費等を別途徴収されることがあります。)

[問合せ先]

大崎町衛生自治会事務局 役場住民環境課 環境対策係  
電話 476-1111 (内線 127・128)





まもろう。  
大切なかぞく  
大事なやくそく

犬を飼ったら

# 登録と狂犬病予防注射を

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬には登録と  
狂犬病予防注射が義務づけられています。

登録先

- 犬を飼いはじめるとき
- 犬が死亡したら
- 住所が変わったら



最寄りの市町村

- 犬が行方不明になったら

最寄りの市町村または  
保健所・動物管理所



## 狂犬病 予防注射は なぜ必要 なの？



- 治療がなく、世界で毎年  
3万5,000人～5万人が死亡しています。
- 人間を含むすべてのほ乳類が感染し、  
一旦発症するとほぼ100%死亡します。
- 世界の多くの国で発生しており  
日本に侵入する危険性は常にあります。

### ●発生状況

アジア地域 16,453人	アフリカ地域 15,165人	中東地域 2,466人	アメリカ地域 294人	ヨーロッパ地域 193人
------------------	-------------------	----------------	----------------	-----------------

出典：WHO Weekly epidemiological record 15 JANUARY 2016, 91th YEAR

大半が  
アジアで  
発生

## 費用 (税込)

※2018年度改訂



- 4月～6月までに行われる集団注射の料金です。
- 個別注射の場合は各動物病院へお問い合わせください。

新規登録 手数料 (生涯1回)	狂犬病予防注射 料金	狂犬病予防注射済票 交付手数料
3,000円	2,850円	550円

※市町村により変更になる場合があります

犬はしっかり保定できる人が連れて来てください。

注射前・注射後はできるだけ安静にし、激しい運動は避けてください。

注射後、異常があったらすぐに獣医師会に相談してください。

注射後約2週間は他の予防接種は受けないでください。

妊娠中または授乳中の犬は予防注射を避け、後日受けてください。

## 狂犬病 予防注射の ときの 注意事項

## 犬を飼育する心得

- 🐾 家族と同様の愛情を持って終生飼いましょう。
- 🐾 犬の遺棄・虐待は禁止です。
- 🐾 不幸な子犬が生まれないう、避妊・去勢手術をしましょう。
- 🐾 散歩中の犬のフンは、飼い主の責任で始末しましょう。
- 🐾 犬が人などを咬んだときは、保健所に届け出ましょう。
- 🐾 犬の放し飼いは、禁止されています。
- 🐾 犬にはしつけが必要です。

市町村

## 電話

指宿保健所	加世田保健所	伊集院保健所	川薩保健所	出水保健所
大口保健所	始良保健所	鹿屋保健所	志布志保健所	西之表保健所
屋久島保健所	名瀬保健所	徳之島保健所		

公益社団法人 鹿児島県獣医師会 ☎099-252-6128



# 回 覧

## 住民環境課からのお知らせ

令和2年5月15日

各衛生自治会班長 殿

大崎町衛生自治会会長

### 大崎町全集落内ボランティア清掃作業（1回目）の中止について(お知らせ)

毎日お疲れ様です。

さて、環境美化活動として自分の住んでいる周辺のゴミ拾いを、町内一斉に日時を決めて実施していましたが、新型コロナウイルスの影響で、第1回目のボランティア清掃作業を中止いたします。

なお、残り2回の清掃作業については、下記のとおり実施予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況を十分考慮しながら判断いたしますので御了承ください。

#### 記

日 時：(2回目) 令和2年7月26日(日) 午前7時から1時間程度を予定

(3回目) 令和2年12月6日(日) 午前7時から1時間程度を予定

(当日に行事等の関係で開催できない場合は、自治会単位で別途日程を設定して実施をお願いします。)

場 所：集落内道路・ロードミラー・自治会施設等のゴミ拾いなど(市街地など集落が入り組んでいる自治会では、作業方法を良く調整して実施してください。)

目 的：環境美化活動を通じて、地域の子供から高齢者までの異世代交流を図りつつ、自分たちの住環境整備を町内一斉に実施する。

作業方法：集落内のゴミ拾いを町内一斉に実施しますので、作業方法と内容については各集落での取り組みをお願いいたします。(粗大ごみは収集しません)

例：空き缶拾いとゴミ収集場・自治公民館等の清掃を実施

※ ポイ捨てされ汚れた物は、必ず一般ごみ袋(青色)で、また、空き缶、ペットボトルは洗って資源ごみ袋(赤色)で、各収集日・各収集場に出してください。産業廃棄物、バッテリー・タイヤ・農機具類は収集しません。

お 願 い：ごみ袋の必要な集落は環境対策係までご連絡ください。なお、収集後のごみ袋には自治公民館等の名称を記入し、収集所に出してください。空き缶等の資源ごみは、資源ごみ回収日に出してください。また資源ごみが多く回収された自治会は、ご連絡ください。

#### 連絡先(問い合わせ先)

衛生自治会事務局：住民環境課 環境対策係 電話 476-1111(内線127・128)

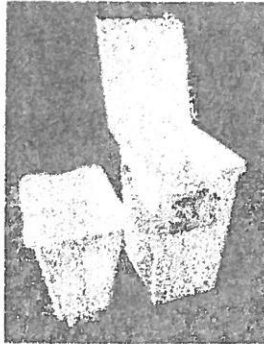
# ごみ分別容器等通年販売のお知らせ

お得なおっせん価格でいつでも購入が出来ます。

下記の問い合わせ先に気軽にお声かけください。

いつでも ¥1,000

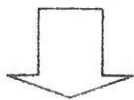
水切りエコベール



●生ゴミの水を切って  
ゴミの減量化！

通常価格

~~¥1,800~~



おっせん

¥1,000

いつでも ¥1,000

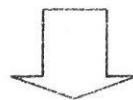
エコパラダイスベール



●生ゴミの一時保存及び資源化に！  
●お米や乾物、果物の保管に！  
●早く美味しく漬かる漬物容器に！

通常価格

~~¥2,400~~



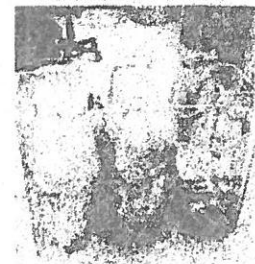
おっせん

¥1,000

いつでも

3袋用 2000円  
2袋用 1750円

ごみ袋ハンガー



●ゴミ分別にとっても便利！

通常価格 (3袋用)

~~¥2,500~~



おっせん  
¥2,000

通常価格 (2袋用)

~~¥3,000~~



おっせん  
¥1,500

※役場住民環境課又は野方支所に在庫がある場合は、即日お渡しできます。

(事前に在庫状況を確認されると、購入がスムーズです。)

※ごみ袋ハンガーは、受注生産のため、注文いただいてから引渡しに2～3週間程度かかる場合がありますのでお早めに御注文ください。

## 【家庭用電動生ごみ処理機購入補助】

一般家庭で使用するために大崎町内の販売店で処理機を購入した方で、町内に住所を有し、かつ居住し、大崎町衛生自治会員（登録者）である方が対象になります。

処理機の購入金額が4万円以上の処理機（中古品、工事費、配達料その他処理機本体以外のものに係る金額を除く）を購入した場合に1機あたり2万円を補助する。

【問合せ先】 <衛生自治会事務局> 役場住民環境課 環境対策係  
野方支所

電話 476-1111(内線 127・128・160)  
電話 478-2111



# 令和2年度狂犬病予防集合注射の延期について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、毎年5月に実施している、狂犬病予防集合注射は延期させていただきます。

なお、延期の集合注射につきましては、10月に開催予定ですが、今後の状況を見ながら判断をさせていただきます、決定次第、町のホームページや集落発送、集落未加入者につきましては、郵送にてお知らせいたします。



～10月までの期間は「獣医師宅」で受けられます～

1. 接触時間短縮のため、釣り銭がいらぬようご用意してください。

《登録料・注射料》（

●新しく登録する犬

登録料・注射料 6,400円

●登録が済んだ犬

注射料のみ 3,400円

※郡内の獣医で受けた場合の料金です。

2. 登録が済んでいる犬は、通知書（登録者のみ配布）を必ず持参して下さい。
3. 新規登録は裏面の登録申請書に必要事項を記入のうえ届出下さい。

※登録は生涯1回になります。

☆町内で狂犬病予防注射ができる動物病院を紹介します☆

病院名	所在地	電話番号
はやし家畜医院	大崎町野方5977-2	090-1197-4004
富山動物病院	大崎町永吉8220-3	090-3195-4614
相星家畜医院	大崎町野方3914-5	090-8833-2501
安田家畜診療所	大崎町菱田3032-2	070-2376-1011
大脇家畜医院	大崎町仮宿2261-1	080-2780-5577



※混雑による新型コロナウイルス感染を防ぐため、事前に電話にて予約を必ずしてください。

4. 郡外で受診された方は、獣医師で発行された注射済証と手数料550円を大崎町役場住民環境課へご持参してください。

【裏面もご覧ください】

# 令和2年度 犬の登録申請書【新規登録用】

自治公民館 ( )

住所 大崎町

所有者

連絡先 電話



犬の名前		犬の生年月日	
性別 (○をしてください)	オス      メス	体格	
犬種		毛色	
令和2年度登録番号	※記入しないでください		
令和2年度注射番号	※記入しないでください		

【注意】すでに登録済みの方は、通知書(登録者のみ配布)をご提出ください。

※狂犬病予防法の規定で生後3ヶ月以上の犬は、飼育後30日以内の登録が義務付けられています。新しく犬を飼育された時は必ず登録を行ないましょう。

## ☆町内で狂犬病予防注射ができる動物病院を紹介します☆

病院名	所在地	電話番号
はやし家畜医院	大崎町野方5977-2	090-1197-4004
富山動物病院	大崎町永吉8220-3	090-3195-4614
相星家畜医院	大崎町野方3914-5	090-8833-2501
安田家畜診療所	大崎町菱田3032-2	070-2376-1011
大脇家畜医院	大崎町仮宿2261-1	080-2780-5577

※混雑による新型コロナウイルス感染を防ぐため、事前に電話にて予約を必ずしてください。

【裏面もご覧ください】

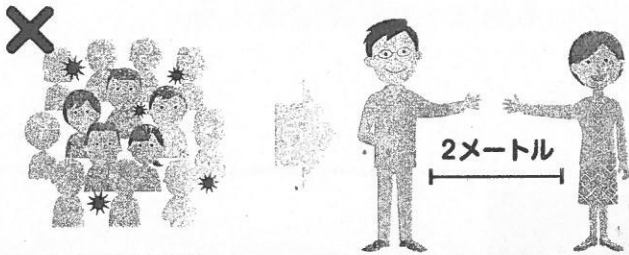


新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

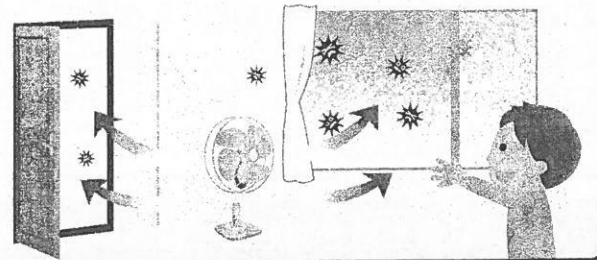
# 「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と  
十分な距離を取る!

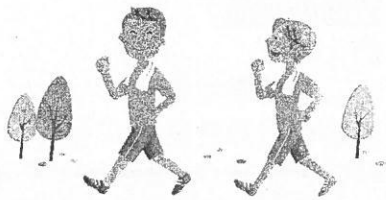


窓やドアを開け  
こまめに換気を!



屋外でも密集するような  
運動は避けましょう!

少人数の散歩や  
ジョギングなどは大丈夫

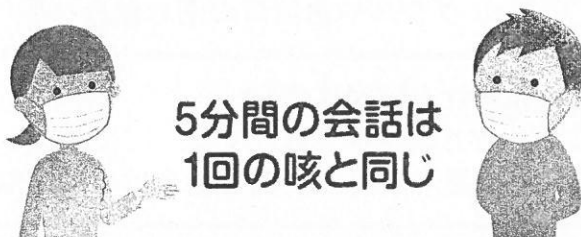


飲食店でも距離を取りましょう!

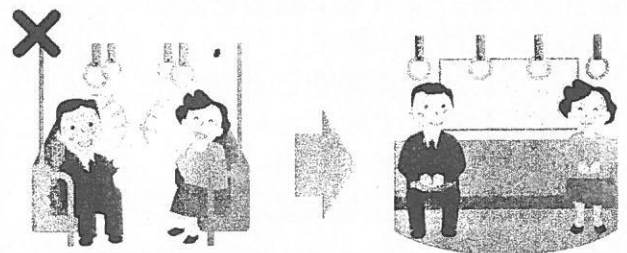
- 多人数での会食は避ける
- 隣と一つ飛ばしに座る
- 互い違いに座る



会話をするときは  
マスクをつけましょう!



電車やエレベーターでは  
会話を慎みましょう!





# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむ得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなどの展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用を併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差出勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  名刺交換はオンライン  対面での打合せは換気とマスク